

長官之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民義勇隊及國民義勇戰鬥隊ニ關スル
警察官吏措置要領

一 警察官吏ニ關スル國民義勇隊ハ廳存縣單位ニ
之ヲ組織スルコト、ス

二 警察官吏ハ陸(海)軍大臣ノ指揮ヲ承ケ國民
義勇戰鬥隊員ニ對スル軍事警察ヲ掌ルコト、
ス

三 警察官吏ノ行フ軍事警察ニ關スル指揮ハ地区
司令官以上ノ地位ニ在ル者ヨリ警察部長(東京
都ニ在リテハ警視總監大阪府ニ在リテハ警察
局長以下同ジ)又ハ警察署長ヲ通ジテ之ヲ行
フコト、ス

四 廳存縣ノ管内ニ於テ一部國民義勇戰鬥隊ノ編
成アリタルトキ(鐵道、通信關係ノ戰鬥隊編成
セラレタル場合ヲ含ム)ハ警察部長以下全警

警察官ニ対シ陸軍々法會議法第七十三條第一項
(海軍々法會議法第七十三條第一項)ノ規定ニ依
ル指定ヲ行ヒ陸(海)軍司法警察官トシテノ
権限ヲ行使シ得ルコト、又
五 廳存縣ノ概テ全部ニ付地域義勇隊ノ戦闘隊ハ
ノ轉移下リタルトキハ警察官吏ニ亦戦闘隊ニ
轉移スルコト、ス

備考

國民義勇戰鬥隊員ノ犯シタル違警罪ノ処分ハ
警察署長ニ於テ之ヲ為シ得ルコト、スル様目
ハ附録中ニ示ス

國民義勇隊及國民義勇戰鬥隊ニ關スル
警察官吏措置要領

- 一 警察官吏ニ關スル國民義勇隊ノ廳存縣單位ニ
之ヲ組織スルコト、ス
- 二 警察官吏ハ陸(海)軍大臣ノ指揮ヲ承ケ國民
義勇戰鬥隊員ニ對スル軍事警察ヲ掌ルコト、
ス
- 三 警察官吏ノ行フ軍事警察ニ關スル指揮ハ地
區司令官以上ノ地位ニ在ル者ヨリ警察部長(東京
都ニ在リテハ警視總監大阪府ニ在リテハ警察
局長以下同シ)又ハ警察署長ヲ通ジテ之ヲ行
フコト、ス
- 四 廳存縣ノ管内ニ於テ一部國民義勇戰鬥隊ノ編
成アリタルトキ(鐵道通信關係ノ戰鬥隊編成
セラレタル場合ヲ含ム)ハ警察部長以下全警

警察官ニ對シ陸軍々法會議法第七十三條第一項
(海軍々法會議法第七十三條第一項)ノ規定ニ依
ル指定ヲ行ヒ陸(海)軍司法警察官トシテノ
權限ヲ行使シ得ルコト、又
五 廢存縣ノ概テ全部ニ付地域義勇隊、戰鬥隊、
ノ轉移アリタルトキハ警察官吏又ハ戰鬥隊ニ
轉移スルコト、ス

備考

國民義勇戰鬥隊員、犯シタル違警罪、処分ハ
警察署長ニ於テ之ヲ為シ得ルコト、スル様目
下折衝中ナリ

(參考)

警察官ニ對シ陸軍々法會議法第七十三條第一項ノ規定ニ依
ル指定ヲ行ヒ陸(海)軍司法警察官トシテノ

(昭和二〇七一) 警保局

押付

戦局ノ要請ニ依リ誕生セル國民義勇隊ハ昭和二十年五月二十日ノ目途
トシテ組織ヲ完了スベク諸般ノ準備並ニ全國一齊ニ之ヲ組織ニ着手セ
ルモ幹部ノ人選其ノ適ノ準備ニ因リ進捗意ノ如クナラズ六月上旬ニ至
リ漸リ副本部長ノ人選ヲ了シ同月中旬ヲ以テ一應ノ組織完了セル實情
ナリ 而シテ一部地方ニ在リテハ(静岡縣ノ如キ)既ニ活潑ナル行動ヲ
開始シ其ノ眞價ヲ發揚シ居ルモノナキニ在ラザルモ概ネ國民義勇隊ノ
使命、行動ノ規範等不明確ナリトスル理由ヲ以テ今日ニ於テモ何等見
ルベキ活動ナク動モスレバ當初ノ期待ヲ辜切リ遺憾ノミニ終ラントス
ル傾向顯著ナルモノアリ

新カル國民義勇隊ノ發足狀況ニ鑑ミ此ノ際軍官民眞ニ一體トナリ之ガ
成長發展ニ關シ積極的ニ援助協力スルノ要彌々緊切ナルガ此ノ間ニ處
スル全國警防團ノ動向ハ國民義勇隊發展ノ成否ニ關ル所密ナルモノアリ
リト信ズヲ以テ以下現在及將來ニ亘ル警防團ト國民義勇隊トノ一體化
ニ關シ之ガ實情及所見ヲ記述セン

一 基本方針

既ニ本年四月十三日閣議ニ於テ警防團ヲ將來國民義勇隊ニ一體化スベキ基本方針ハ決定セラレアリ併セテ之ニ基キ警防團ガ現實ニ國民義勇隊ノ成長發展ニ寄與スベキ方途トシテ地域層内部組織トシテ警防隊等ヲ編成スル方針モ亦明示シアル所ナルヲ以テ基本方針ニ付テ聊カモ變更スルノ要ナカルベク且地方層ニ於テモ總ネ本方針ニ則リ警防團ヲ指導シツツアル實情ナリ

二 各地方ニ於ケル國民義勇隊ノ其ノ後ノ狀況

現在各地方ニ於テ國民義勇隊ノ活動アリヤ否ハ一、二ノ府縣ヲ除キ殆ド有名無實ナルコトヲ次ニ掲グル各府縣ノ報告要旨ニ依リ了承シ得ラル

(一) 國民義勇隊ノ組織後日尙接ク其ノ活動何等見ルベキモノナシトスル地方 (警視廳外三十府縣)

(二) 勤勞動員ニ、空襲時ノ警防補助ニ行動極メテ活潑ナリトスル地

方 (愛知及靜岡二縣)

(註) 愛知縣及靜岡縣ハ國民義勇隊ノ中核ヲ警防團員ニ置キ之方層

擔能力ヲ以テ編成セシムル組織ナリ

要之國民義勇隊ノ活動不活潑ナル原因ハ戰局ノ反映ニ因ル國民士氣ノ沮喪ニ其ノ根本ヲ求メラルルコトハ之ハ尙ラク言ハズトスルモ其ノ主ナル原因ヲ舉グレバ次ノ如キモノナリト認メラル

(一) 地域幹部人選ヲ能力ノ有無ニ不拘現在ノ市區町村長、町會長、警保部長ノ系統ニ於テ之ヲ充テタル爲新幹部ナク且幹部ハ概ネ

積極進取ノ氣概ニ缺クルコト

(二) 塵上ル民意ヲ體察セル余リ軍官ノ積極的指導態度ニ側重セラレ

消極的傍觀的カラザルヲ得ザル實情ニアルコト

(三) 從來國民運動ニ携ハリテ貴重ナル指導者ヲ有スル所屬指導階層ノ大部分方國民義勇隊ノ指導者カラザル爲之等ノ有力ナル多數人ガ傍觀的態度ヲ持スルノミナラズ即ツテ公衆之ヲ誹謗スルノ舉ニ出ズルモノナキニ在ラザルコト



(四) 中央、地方存在セザル爲各地方統一セル行動方針ヲ授クルモノナク指撥指導ノ儀ハ所ヲ失シアルコト

三、各地方ニ於ケル警防團ノ其ノ後ノ状況

本年三月十日以來大都市ニ對スル敵ノ夜間暴襲下ニ於ケル警防團ノ活動ニシテ一部ニ是人ノ覺悟ヲ招ク事ノ行動アリタル爲警防團全團ニ對シ攻撃攻撃漸ク強カラントスル時、偶々國民義勇隊ノ組織ニ關スル政府ノ意圖明カトナルニ至リ一部ニ警防團ノ解散ヲ強請シテヤズ之等心ナキ者ノ浮説ニ依リ警防團ノ士氣ハ少ナカラズ沈滞シ一部ニ動搖ノ徵サヘ生ズル状況ヲ呈シタルガ四月十三日ノ閣議決定ニ基ク内務省ノ措置勅令シテ警防團ニ付テハ警防團トシテ活躍シ他面國民義勇隊ニ警防團トシテ參加シ之ガ成長發展ニ寄與スベク爲メ目下士氣極メテ旺盛ナリトスル情報到着シツツアリ而シテ國民義勇隊ト警防團トノ關係ニ付警防團ノ所見ヲ綜合スルニ及ネ左ノ如シ

(一) 現状維持ヲ主張スルモノ

京都、大阪兩部ノ初メ警防團ニ關スル所見ヲ報告セル十數縣ニ在リテハ空襲情勢ノ緊迫化ヲ理由トシ或ハ機能發揮ノ困難ナリトスル理由等ニ基キ何レモ國民義勇隊トノ一體化ヲ不可ナル旨主張シアリ要ハ形式的組織ニ提ハレテ警防團ノ弱體化ヲ招來スルヲ憂フル實證論ヲ持スル點注目ニ値スルモノアリ

(二) 時期尙早ヲ主張スルモノ

神奈川縣、長野縣以下數府縣ニ在リテハ一體化ノ方針ハ議論ノ餘地ナキニ至リタルモ之ガ時期ニ付テハ夫々國民義勇隊ノ活動能力判定シ難キ爲豫想シ難シトナシ時期尙早ヲ稱フルモノニシテ依然トシテ警防團ニ警備ヲ擔任セシメントスル意圖強シ

(三) 何時ニテモ可トシ可成速カナルヲ望ムモノ

静岡、愛知兩縣ニ在リテハ國民義勇隊ノ活動積極ニシテ警防團ヲ之ニ一體化シムルモ御カモ間接支障ナシトシ可及的速ニ一體化スル必要ヲ説クモノニシテ國民義勇隊今後ノ發展ニ好例ナリト認メ

ラルルモノアリ

四 所見

以上各地方ニ於ケル國民義勇隊ノ發足事情竝ニ警防團ノ現状等綜合考察シタル結果國民義勇隊ト警防團ノ一體化ノ時期ニ關スル所見左ノ如シ

(一) 現状ニ於ケル一體化時期尙早ナリト認メ不可ナルコト
過般静岡岡市空襲ニ際シ當地國民義勇隊ガ防空活動ニ付特筆スベキ優秀性ヲ發揮セルモ其ノ他ニ何等見ルベキモノナク殆下有名無實ノ感ナキヲ得ザル爲新カ爾際ニ敢テ警防團ヲ義勇隊ニ一體化シ警防團員ヲ一般民ト同様ノ立場ニ置クコトハ全國三〇〇萬國民ノ士氣ヲ沮喪シ消極的退嬰的オラシメ爲ニ防空及防衛體制ノ弱体化ヲ招來スルコト明ナルヲ以テ採ルベカラサル措置ト認メラレ今後國民義勇隊ノ發展狀況ヲ見ルニ在ラザレバ一體化ノ時期ヲ決定シ難ク、今直ニ一體化スルコトハ時期尙早ナリト認ム

(二) 次ノ如ク現状ヲ變更シ指導スルコトトセバ今直ニ解消スルモ可ナルコト

- (1) 國民義勇隊（地域隊）ニ全國一律ニ警防團（假稱）ヲ編成シ本隊ノ編成、隊員ノ任免ハ所轄警察署長之ヲ行フコトトシ警防團員タル者ヲ中核トシ他ノ精銳分子ヲ網羅セシムルコト
 - (2) 警防團員ニハ所持スル警防團服ノ着用ヲ許容スルコト
 - (3) 警防團員ノ活動ニシテ警防活動ニ關スル限リ直接ニ警察署長及警察署長ノ指揮ニ從ハシムルコト
 - (4) 警防協會ハ現存セシメ警防技術ノ向上竝ニ全國警防團員ノ親睦、統制ニ資スルコト
 - (5) 編成官廳下ヨリ警防團ヲ御命令ヲ賜ハルコト
- 以上警防團員タル者ヲ以テ國民義勇隊警防隊ヲ組織シ之ヲ義勇隊ノ別動隊トシテ警防業務ニ専念セシムルコトトセバ今後警防團令ヲ廢止セララルルモ可ナリ但シ本措置ハ單ニ警防團タル名稱廢止ニ止マル

警察ノ職ル余地ノルモ國家警察上已ムヲ稱ザルモノト認ム
 目 警察ノ職ル廢止ノ地方長官ニ一任シ地方事情ニ適スル如ク國民警察
 警察ニ一變化セシムル措置亦不可ナラズト認メラルコト
 警察團ハ警察令第二條ニ於テ地方長官ニ於テ職權又ハ市町村長ノ
 申請ニ依リ之ヲ設置スルモノト定メテリ全國ノ設置狀況ヲ見ルモ
 市町村長ノ申請ニ基キ設置セラレタルヲ以テ之ヲ廢止スルニ付テ
 ハ警察ニ何等規定ナキモ地方長官ハ職權又ハ市町村長ノ申請ニ依リ
 之ヲ廢止シ得ルモノト解スルヲ妥當トスベク國民警察團ノ發展如何
 ニ依リ地方長官ハ逐次市町村長ニ申請セシメテ市町村毎ニ警察團ヲ
 廢止シ國民警察團ニ一元化セシムル措置ヲ採ルニ於テハ警察團ノ目
 的的動差ノ漲衰ヲ最少限ニ止メ得ラルルノミナラズ現在ノ國民警
 勇除發足ノ事情ヨリスルモノ之ヲ妥當ナル對策ト認ム
 尙此ノ措置ヲ採ル場合ニ於テハ警察團令ノ廢止ヲ留保スルト共ニ
 防犯警ニ關スル指撥監督系統ヲ(一)ノ通措置スルヲ要ス

參考

行政警察關係主要法令例規條

內務省警察保局警務課

法 規 通 則 名 年 月 番 號

(一) 御警衛關係

略式自動車鹵簿御警衛關之件 依命通牒	昭和八	八	內務省警務第六號
地方行幸路ノ場合ニ於ケル地方官心得ニ關スル件	昭和六	二	
御道筋ニ於ケル交通往來ノ阻止拜觀人等 外套ノ使用 異様又ハ汚染ノ服裝ニテ拜觀ヲ爲ス者ノ取扱方 汽車 ノ車窓開鎖等ニ關スル件 訓令	明治三六	六	內務省訓第三八五號
途上警衛ニ從事スル警憲官吏ノ心得ニ關スル件 訓令	大正六	七	第六四八號
地方行幸路又ハ御成ノ場合ニ於ケル注意事項	大正六	九	官內次官通牒
御召列車ニ乘車スル警憲官吏ノ注意ニ關スル件	大正二	三	內務省警務第一號
御召列車ヲ保護其ノ他ニ關スル件	大正一三	一〇	警保局警務第一二七號
警衛警察官ノ姿勢方向等ニ關スル件	昭和三	九	第三三號
行幸路ノ節路傍ニ跪坐拜觀ニ關スル件	大正四	一	內務省警務第一二七號
行幸路ノ節行在所其ノ他ニ出入シ得ル者ニ關スル件 依命通牒	大正二	二	秘第一六七三號
行在所及御泊所警衛規程官內大臣ヨリ制定通牒ニ付	大正六	一	內務省警務第三九號